日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

告示

○国土調査としての指定（四件）……一

……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…一

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……（建設局道路管理部監察指導課）…一

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……（環境局総務部環境政策課）…四

告示

◉東京都告示第八百八十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和六年八月十三日

東京都知事　小　池　百合子

一　国土調査指定年月日　令和六年六月十七日

二　調査を行う者の名称　千代田区

三　調査地域　千代田区神田北乗物町、神田紺屋町、神田富山町、神田西福田町、神田東紺屋町、神田東松下町の一部及び神田美倉町

四　調査期間　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

◉東京都告示第八百八十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和六年八月十三日

東京都知事　小　池　百合子

一　国土調査指定年月日　令和六年四月十二日

二　調査を行う者の名称　港区

三　調査地域　港区南青山七丁目

四　調査期間　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

◉東京都告示第八百八十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和六年八月十三日

東京都知事　小　池　百合子

一　国土調査指定年月日　令和六年七月二十三日

二　調査を行う者の名称　目黒区

三　調査地域　目黒区目黒本町二丁目の一部

四　調査期間　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

◉東京都告示第八百八十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和六年八月十三日

東京都知事　小　池　百合子

一　国土調査指定年月日　令和六年四月二十三日

二　調査を行う者の名称　板橋区

三　調査地域　板橋区桜川一丁目及び東新町二丁目の一部

四　調査期間　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

◉東京都告示第八百八十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年八月十三日

東京都知事　小　池　百合子

一　(一)路線名　都道町田日野線

(二)指定する区間　多摩市南野一丁目一番一地先から同市鶴牧五丁目十五番二地先まで

(三)指定の概要　別図表示(1)のとおり

二　(一)路線名　都道小山乞田線

(二)指定する区間　多摩市南野三丁目一番一地先から同市唐木田一丁目四番地先まで

(三)指定の概要　別図表示(2)のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道町田日野線

都道小山乞田線

多摩市南野一丁目～唐木田一丁目

都道
市道
指定区間

(1)都道町田日野線
延長　一、五六三・五二メートル
（電線共同溝予定名称　町田日野・四号）

(2)都道小山乞田線
延長　一、四六二・七一メートル
（電線共同溝予定名称　小山乞田・七号）

既指定区間

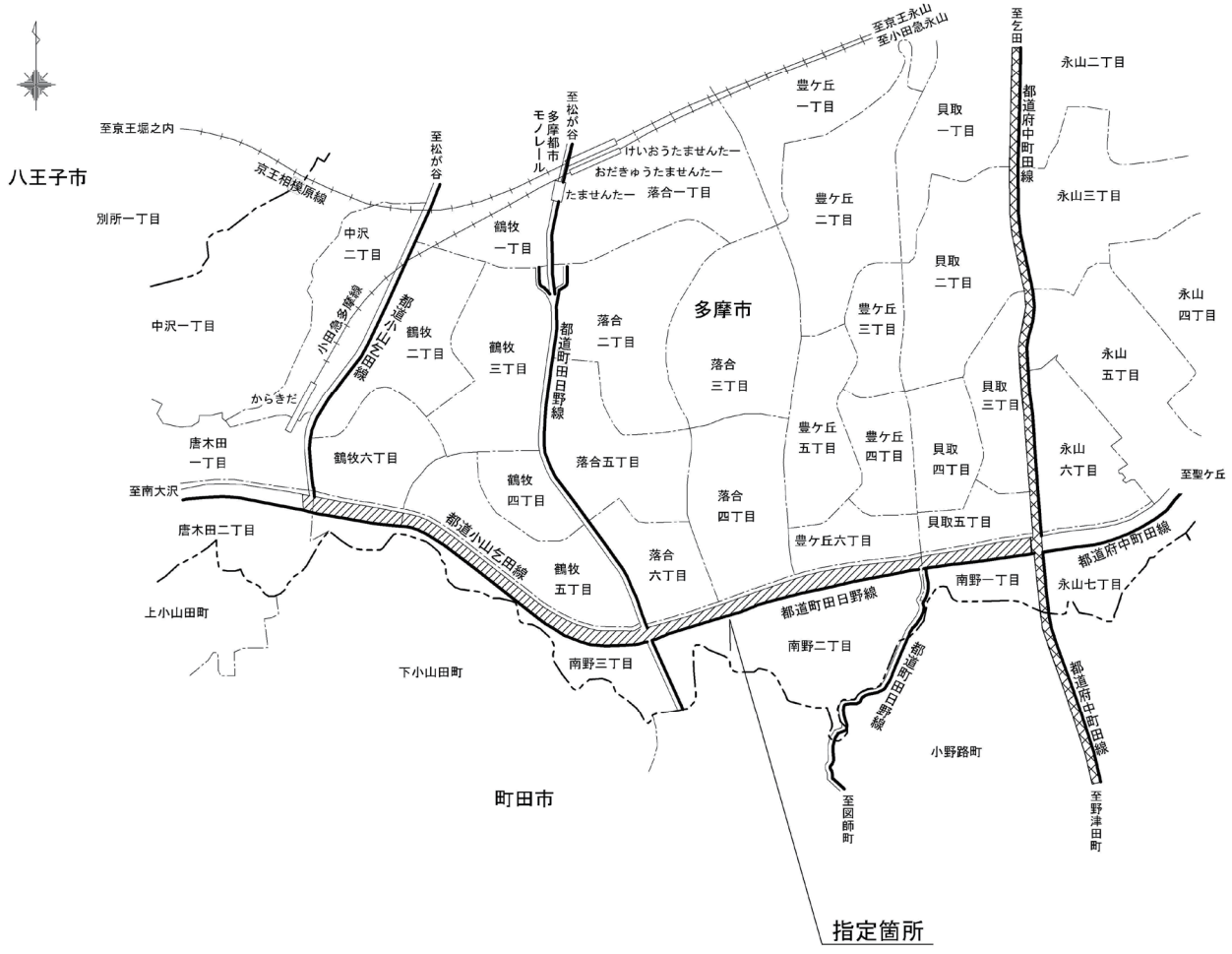

(1) 都道町田日野線

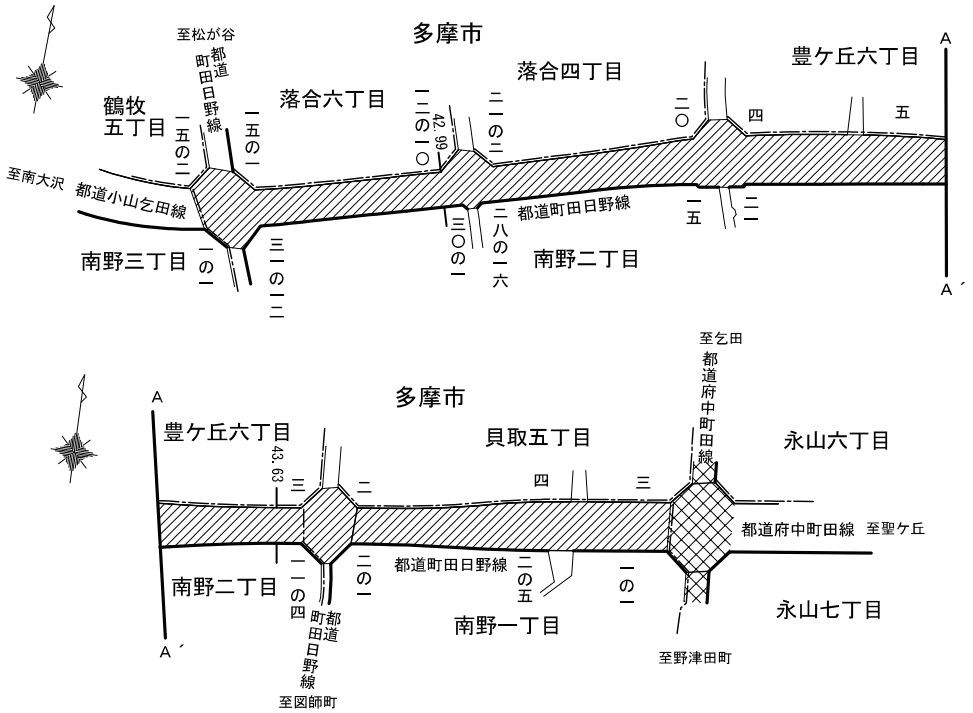

(2) 都道小山乞田線

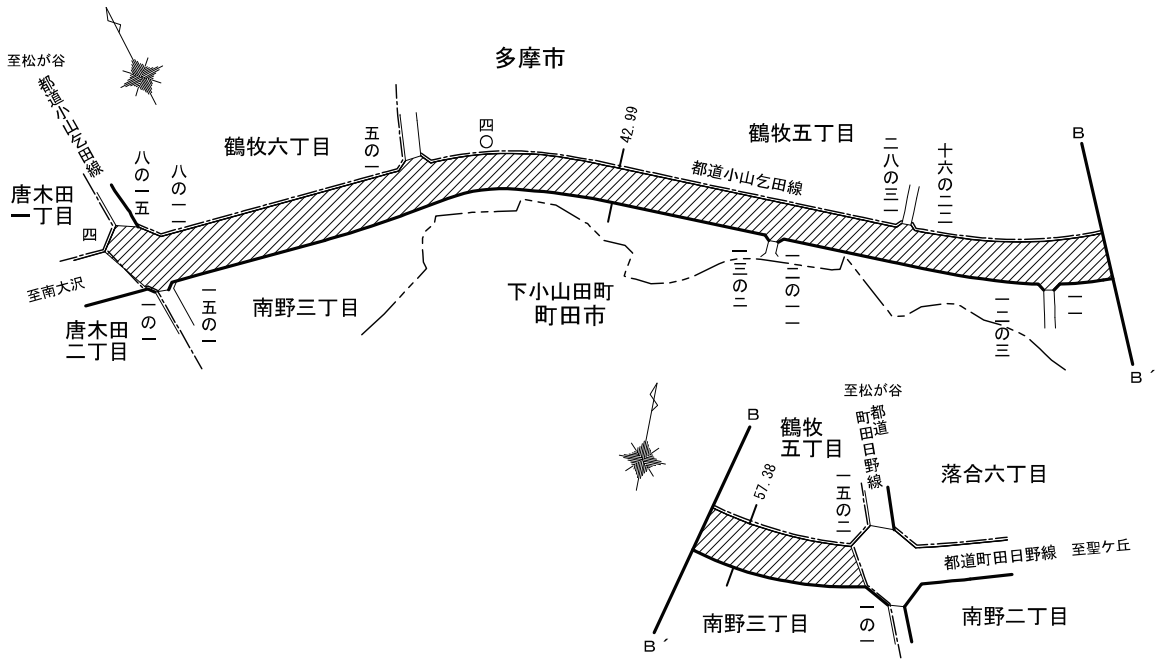

公告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、ＧＬＰ昭島プロジェクトに係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和六年八月十三日

東京都知事　小　池　百合子

一　日時

令和六年九月十七日（火曜日）午前十時開始

二　場所

昭島市役所一階市民ホール

昭島市田中町一丁目十七番一号

三　公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和六年八月二十七日（火曜日）までに公述申出先へ持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）により提出すること。

㈠　氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び役職名）並びに連絡先（自宅又は勤務先等）の電話番号

㈡　対象事業の名称

㈢　公述しようとする意見の要旨（八百字以内）

四　公述申出先

㈠　持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

郵便番号一六三―八〇〇一　新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都庁第二本庁舎十九階

㈡　電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

五　公述人の選定

㈠　公述人の数は、二十五人程度とする。

㈡　公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。

㈢　公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六　公述の範囲及び公述時間

㈠　公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

㈡　一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七　傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前九時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八　注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九　都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

電話番号〇三（五三八八）三四五三（直通）

発行　東京都　郵便番号163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号　電話　〇三（五三二一）一一一一（代）

定価　本号　三〇円　一箇月　六、六〇〇円（郵送料を含む。）

印刷所　三鈴印刷株式会社　郵便番号101-0051　東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一　電話　〇三（五二七六）〇八一一（代）

リサイクル適性Ⓐ　この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。